

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年11月17日認可した。

令和5年11月24日

香川県知事 池田豊人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市木太土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）伊藤上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中天神地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）坊の内地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）祇園地区
高松市古高松土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）尾池農道地区